## 指名除外措置の公表調書

令和7年7月14日 東広島市 総務部 契約課

措置要件		応札要件の錯誤
措置対象者	商号又は名称	相生エンジニアリング株式会社
	住所又は所在地	広島市西区小河内町2-1-6
	代表者職氏名	代表取締役 森脇 克彦
	建設業許可番 号 等	
指名除外期間		令和7年7月14日から 令和7年7月27日まで
措置理由	事実の概要	一般競争入札において、落札候補者となったにもかかわらず、事 後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないことが認めら れたため。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表12
備考		